

2025-26 大同生命 SV.LEAGUE 試合実施要項

本実施要項は、大同生命 SV.LEAGUE（以下、「SV.LEAGUE」という。）の 2025-26 レギュラーシーズンに開催するリーグ戦の試合実施について定めるものであり、リーグ戦の運営はすべて本実施要項によるものとする。

なお、本実施要項に特段の記載がない事項は、公益社団法人 SV リーグ（以下、「SVL」という。）の規約および諸規程の定めを適用する。

第 1 章 試 合

第 1 条〔試合の概要〕

試合の主催、運営、その他の関連事項は、規約第 4 章第 1 節乃至第 4 節に定める。

第 2 条〔日程〕

リーグ戦は、SVL が定める日程に従い開催されるものとする。

第 3 条〔競技会方式〕

- (1) SV.LEAGUE は、レギュラーシーズンのリーグ戦と、リーグ戦の戦績に基づくポストシーズンのノックアウト方式によるチャンピオンシップ（以下、「CS」という。）で構成する。
- (2) リーグ戦は、各クラブがホーム&アウェー方式により合計 44 試合を行い、そのうち 22 試合をホームゲームとする。男女別には次のとおり。

① WOMEN：14 クラブ

総当たり戦を 2 回ずつ計 26 試合、昨シーズンの順位に基づく（もしくは昨シーズンの EXTRA ゲームの対戦カードを考慮した）EXTRA ゲームを計 18 試合行う。なお、各クラブあたりのホーム開催数は平等となるようにする。（総当たり戦 ホーム開催 12 試合、EXTRA ゲーム ホーム開催 10 試合、もしくは総当たり戦 ホーム開催 14 試合、EXTRA ゲーム ホーム開催 8 試合）

② MEN：10 クラブ

総当たり戦を 4 回ずつ計 36 試合（同じ対戦カードにおいて 2 回がホームゲーム、2 回がアウェーゲーム）、昨シーズンの順位に基づく（もしくは昨シーズンの EXTRA ゲームの対戦カードを考慮した）EXTRA ゲームを計 8 試合（うち 4 回がホームゲーム、4 回がアウェーゲーム）を行う。

- (3) 前項の EXTRA ゲームは、実行委員会の審議を経て理事会が決定する。

第4条〔リーグ戦の順位決定〕

(1) リーグ戦の最終順位は、次の各号の順に優先して決定する。

- ① 勝率＝勝ち試合総数÷成立した試合総数
- ② 成立した全試合の獲得ポイント総数
試合ごとの獲得ポイント数は次のとおりとする
(ア) 3ポイント：セット数「3-0」もしくは「3-1」で勝利
(イ) 2ポイント：セット数「3-2」で勝利
(ウ) 1ポイント：セット数「2-3」で敗戦
(エ) 0ポイント：セット数「0-3」もしくは「1-3」で敗戦
- ③ セット率＝獲得したセット総数÷喪失したセット総数
- ④ 得失点率＝獲得した得点総数÷喪失した得点総数
- ⑤ 該当するチーム間の対戦成績（勝率＞ポイント数＞セット率＞得失点率）
- ⑥ 抽選

(2) 前項第6号は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施されるものとする。

第5条〔CS進出クラブの決定方法〕

CSの出場クラブは、リーグ戦の最終順位に基づき、男女別にそれぞれ次のとおりに定める。

- ① 総クラブ数が12クラブ未満：上位6クラブ
- ② 総クラブ数が12クラブ以上：上位8クラブ

第6条〔年間最終順位決定〕

年間最終順位は、まずCSの順位を優先し、CSにおける同位または未進出クラブについてはリーグ戦の最終順位により決定する。

第7条〔ユニフォーム〕

リーグ戦に着用するユニフォームは、ユニフォーム規程に定める。

第8条〔公式試合球〕

- (1) ホームクラブは、試合開始時刻の120分前までにSVLの指定する試合球を6球以上用意し、かつJURYの確認を得なくてはならない。
- (2) 試合は、前項のボールによる5ボールシステムとする。

第9条〔インターバル〕

- (1) インターバル（セット間）は3分間とする。

- (2) 前項に関わらず、第2セットと第3セットのインターバルは15分間とする。ただし、第3セット開始前の3分間はコート上でイベント等を行うことはできない。

第10条〔コートチェンジ〕

- (1) 各セット終了時にコートチェンジを行う。ただし、最終第5セットについては開始時にトスでコート位置を決定し、リードするチームが8点に達したとき、直ちにコートチェンジを行う。
- (2) 試合開始時のコート（ホームコート）位置は、ホームクラブが優先的に選択できるものとする。

第11条〔タイムアウト〕

チームは、1セットにつき30秒間のタイムアウトを最大2回まで要求することができる。

第12条〔チャレンジシステム〕

- (1) SV.LEAGUEの全ての試合において、ヘッドコーチの要求によるビデオチャレンジシステム（以下、「チャレンジ」という。）を導入する。
- (2) チャレンジの対象項目は次のとおりとする。
- ① ライン判定：サイドライン及びエンドラインのボール イン・アウト
 - ② ブロックタッチ：ブロックアクションについてボールへの接触（ブロックアクションとは、相手のアタックヒットに対して阻止する行為のこと）
 - ③ アンテナに関する判定：アンテナへの選手及びボールの接触、ネット上部のアンテナ80cm外側をボールが通過した場合
 - ④ サーバーのラインフォルト：サーバーによるコート、またはサービスゾーン側方のフリーゾーンへの接触
 - ⑤ タッチネット：プレー中の選手によるアンテナ間のネットへの接触
 - ⑥ フロアタッチ：ボールの床への接触
 - ⑦ アタックラインフォルト：
 - (ア) バックの選手によるアタック時のアタックラインの踏み越し
 - (イ) リベロプレーヤーがフロントゾーン内で指を用いたオーバーハンドで上げたボールをネットより完全に高い位置でアタックヒットを完了したときのアタックラインの踏み越し
 - ⑧ ラストタッチ：ネット上で相対する選手がボールに接触後、ボールがアウトになる、またはボールがアンテナに触れた時、最後に接触した選手を特定する場合
- (3) チャレンジの要求は前項の疑いが発生した直後に行われなければならないが、直後に要求しない場合は申請を無効とする。なお、ラリー中のチャレンジの要求については、第2号乃至第7号に限る。

- (4) ヘッドコーチは1試合を通して3回までチャレンジの要求を行うことができる。なお、チャレンジの結果が成功または判定不能であった場合、チャレンジの要求可能回数は変わらないが、失敗の場合はチャレンジする権利を1回失う。

第13条〔試合エントリーとベンチ入り人数〕

- (1) 各試合にエントリーしてベンチ入りできる選手の合計人数は1チームあたり12名以上14名以下とし、その内リベロは2名以内とする。13名または14名をエントリーする場合は1名以上をリベロとしてエントリーしなければならない。
- (2) 各試合にエントリーしてベンチ入りできるチームスタッフの合計人数は1チームあたり8名以内とし、うち、クラブSVライセンスの基準に定める資格要件を充足するヘッドコーチ、アシスタントコーチを各1名ずつエントリーしなければならない。
- (3) 第1項乃至第2項は、必要事項を記入した「コンポジションメンバーシート」をJURYに提出した時点で完了するものとし、SVクラブは試合開始時刻の80分前までにエントリーを完了しなければならない。
- (4) 前項のエントリー完了後から公式試合開催ミーティングまでの間における選手の変更は、負傷または急病等のSVクラブの責めに帰さない事情による場合において、JURYの承認を得た場合に限り、認められる。
- (5) 選手のエントリーにおいて、負傷疾病の症状により競技不可能な場合および負傷疾病により競技規則で認められない装具を着用しなければならない場合は、これを認めない。
- (6) 第1項乃至第5項にかかわらず、エントリー完了後の負傷疾病等により競技可能な選手数が6名未満になった場合、または資格要件を満たすヘッドコーチ、アシスタントコーチの両者が不在となった場合は、原則としてその時点で試合終了または中止とする。
- (7) 前項は、中止時点での獲得得点および獲得セット数にかかわらず、規約第65条に定めるとおりにその帰責事由あるチームがセット数0-3(0-25、0-25、0-25)で敗戦とするものとする。

第14条〔外国籍選手〕

- (1) 各試合にエントリーしてベンチ入りできる外国籍選手の人数は、前条第1項の範囲内とする。
- (2) 外国籍選手がコート上で同時に競技することができる人数(以下「オンザコートルール」という。)は、1チームあたり3名以内とし、その内訳は次のとおりとする。
- ① アジア枠選手を除く外国籍選手：2名以内
 - ② アジア枠選手のうちアジア特別枠選手：1名以内
- (3) 前項にかかわらず、アジア枠選手のうちアジア提携国枠選手のオンザコートルールは定めない。

第 15 条〔選手交代〕

- (1) 選手交代は 1 セットにつき 6 回以内とする。
- (2) 前項にかかわらず、選手が試合中の負傷/病気または失格退場となったとき、次の各号の場合にチームは例外的な選手交代を行うことができる。ただし、例外的な選手交代をした選手が再び当該試合に出場することは不可とする。
 - ① 正規の選手交代を行うことができない場合
 - ② 正規の選手交代を行うことができるが、オンザコートルールに反してしまう場合
- (3) オンザコートルールに反して選手交代を要求した場合は不当な要求とみなす。
- (4) オンザコートルールに反して選手交代を完了した場合は不法な選手交代とみなし、試合が再開された場合は次の手続きを行う。
 - ① 相手チームに 1 点とサービスが与えられる
 - ② 選手交代を正しくやり直す
 - ③ 不法な選手交代が行われた時点以降の対象チームの得点を取り消す
- (5) オンザコートルールに反してリベロリプレイスメントを行った場合は不法なりベロリプレイスメントとみなし、ラリー開始前に発見された場合は、ファーストレフェリーにより正しく直される。なお、サービスヒット後に発見された場合は前項と同じ処置を行う。
- (6) リベロと入れ替わった選手がコート上に戻るによりオンザコートルールに反する場合は、ラリーが再開される前に選手交代を行わなければならない。また、正規の選手交代を行うことができない場合は例外的な選手交代を認める。
- (7) 負傷疾病の選手に対して、オンザコートルールに反するため、正規にも例外的にも選手交代ができない場合は、3 分間の回復のための時間が与えられるが、同じ選手に繰り返して与えられることは認めない。
- (8) 前項の処置をしても選手が回復しない場合や失格退場の選手に対して、オンザコートルールに反するため、正規にも例外的にも選手交代ができない場合、チームは不完全を宣告される。

第 16 条〔競技エリアへの立ち入り〕

- (1) 試合中のベンチには、エントリーを完了した選手が最大 8 名まで着席できる。
- (2) ベンチ入り可能なチームスタッフはヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクターの他、ゼネラルマネージャー（実行委員を兼務する場合はベンチ入り不可）、マネージャー、トレーナー、アナリスト、通訳など、競技に関する専門的な技能または資格を有し、責務を負う者に限定しなければならない。
- (3) SVL は、第 13 条第 3 項に基づきエントリーを完了した選手およびチームスタッフ以外の者（JURY、審判員およびコートオフィシャルを除く）によるベンチ、コートおよびその周辺部分（以下、「競技エリア」という。）への立ち入りを禁ずる。ただし、ホームクラブからの事前申請があり、その立ち入りに正当な理由がある場合はこの限りではない。

- (4) SV クラブは、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「日本協会」という。）または SVL の決定により出場停止の制裁を受けた者、または試合中にファーストレフェリーにより失格・退場を命ぜられた者を、競技エリアに立ち入らせてはならない。なお、当該者は、試合会場内においていかなる手段を用いても選手等への指示連絡をしてはならない。
- (5) SVL は、試合にエントリーする選手およびチームスタッフを除くいかなる関係者も、審判員の試合会場入りから退出までの時間帯において不要に接触することを禁じる。
- (6) 本条に違反する行為は JURY、SV レフェリーおよび試合実施責任者により排除されるものとし、試合終了後に試合実施責任者から報告を受けた者は日本協会または SVL による制裁を受けるものとする。

第 17 条〔JURY および審判員〕

- (1) 公式試合の JURY および SV レフェリー（ファーストレフェリー、セカンドレフェリー、サードレフェリー、チャレンジレフェリー）については、日本協会に対し協会登録の審判員で、かつ規約第 94 条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 担当の審判員は、試合開始時刻の 150 分前までに試合会場に到着しなければならない。
- (3) ファーストレフェリー、セカンドレフェリーまたはサードレフェリーのいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、チャレンジレフェリーがその職を務める。なお、チャレンジブースをスコアラーズテーブル内に設置することが可能な場合に限り、チャレンジレフェリーはサードレフェリーを兼務することができる。
- (4) SV レフェリーの補充等に関しては、SVL と日本協会が協議の上で対応を決定するが、当該試合に派遣される SV レフェリーが 1 名以下となる場合は、規約第 63 条に基づき SVL は当該試合を中止する。
- (5) JURY および SV レフェリーの派遣に関する交通費、宿泊費および日当は別途定める競技会等旅費規程に基づき SVL が負担する。

第 18 条〔JURY〕

JURY は次の各号を遵守しなければならない。

- ① 審判員を監督および補佐し、公式試合の円滑な競技運営を図ること
- ② 主要役員ミーティングに出席すること
- ③ 試合開始時刻の 120 分前までにチャレンジの正常稼働の確認を終了すること
- ④ 試合開始時刻の 120 分前に審判員およびコートオフィシャルを集め、レフェリーミーティングを開催すること
- ⑤ SVL 発行のアクレディテーション（以下、「AD 証」という。）により選手の出場資格を確認し、試合開始時刻の 80 分前に提出された「コンポジションメンバーシート」の記載事項に不備があればそのクラブに訂正させること
- ⑥ 試合開始時刻 60 分前に次の関係者を集めて公式試合開催ミーティングを開催し、競

技の進行スケジュール、チャレンジの稼働状況、ユニフォームカラーおよびコンポジションメンバーシートの最終確認を行うこと

(ア) 試合実施責任者

(イ) SV レフェリー

(ウ) ホームクラブ運営担当

(エ) ホームクラブヘッドコーチ

(オ) アウェークラブ実行委員

(カ) アウェークラブヘッドコーチ

(キ) アウェークラブ運営担当（ただし不在の場合は欠席が認められる）

(ク) その他、JURY が同席を必要と認める者

- ⑦ 試合終了後 24 時間以内に SVL に対して「JURY 報告書」を発信すること。なお、報告書は試合実施責任者の最終確認を得ること
- ⑧ 試合の中断または競技中の悪質な違反による失格・退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「JURY 緊急報告書」をすみやかに代表理事へ提出すること
- ⑨ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
- ⑩ 前各号のほか、別途代表理事の定める事項を行うこと

第 19 条〔公式記録〕

- (1) スコアラーは、SVL 所定の公式記録用紙による公式記録を作成し、試合終了後に両チームのゲームキャプテン、ファーストレフェリーおよびセカンドレフェリーの署名を受けたのち、JURY の最終確認を受けるものとする。
- (2) ホームクラブは、規約第 45 条に基づき前項の公式記録用紙に記載された入場者数を確認しなければならない。
- (3) ホームクラブは、規約第 66 条に基づき公式記録用紙を試合終了後速やかに SVL に提出しなければならない。

第 20 条〔グリーンカード〕

選手の反則が判定される前に当該選手がその反則を自己申告したとき、フェアプレーの観点からファーストレフェリーが当該選手に対してグリーンカードを適用する。

第 2 章 運 営

第 21 条〔試合開催の単位〕

- (1) リーグ戦では、原則として毎週の金曜日から翌週月曜日の中で連続2日の試合を開催し、これを「節」とする。
- (2) ホームゲームは節単位で運営し、うち1試合目を「GAME 1」、2試合目を「GAME 2」とする。
- (3) 原則として、SVクラブは1節の2試合を同試合会場で開催するものとする。

第22条〔運営責任〕

- (1) 試合実施責任者はホームクラブおよびアウェークラブのほか、必要に応じて都道府県バレーボール協会およびSVLと協働して、安全で円滑なホームゲーム運営の全責任を持つ。
- (2) 複数チームを保有しているSVクラブに限り、試合実施責任者は、予め代表理事に申請し、理事会の承認を得た者を、本実施要項に定める職務を代行させることができる。ただし、試合実施責任者代行と運営担当（正）は兼務することができない。
- (3) 前項の定めに関わらず、やむを得ない事情等により、予め理事会で承認された試合実施責任者の派遣が困難な場合、試合実施責任者は、代表理事の承認を得た者を、本実施要項に定める職務を代行させることができる。

第23条〔安全確保〕

- (1) ホームクラブは、選手、チームスタッフ、審判員およびコートオフィシャルの導線確保や、来場者による危険行為および迷惑行為等のトラブルからの安全確保、ならびに公式試合における来場者の禁止行為を抑止排除するために、試合会場へ適切な資格を有する警備員を配置しなければならない。
- (2) ホームクラブは、警備業務従事終了後に別途定める方法により業務報告書をSVLに提出する。

第24条〔試合開始時刻の設定〕

- (1) 試合開始時刻は、入場者数および放送配信等の視聴効果の最大化を考慮してホームクラブが決定し、予め定められた期日までにSVLへ報告する。
- (2) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日以外の試合開催においては、原則として試合開催時刻を18時以降で設定する。
- (3) 前項において、18時より早い時刻に試合開催時刻を設定する場合は、事前にSVLの承認を得るものとする。

第25条〔試合開始時刻の厳守〕

- (1) チームは、予め理事会にて定められた試合開始時刻を厳守しなければならない。
- (2) ホームクラブが不可抗力または放送通信の中継の都合によりやむを得ず開始時刻を遅延する場合は、JURYの承認を得なければならず、また放送通信の中継の都合による遅延は5

分以内に限定する。

- (3) いずれかの一方のチームが試合開始時刻に試合会場へ到着できず、定刻の試合開始が不可能な場合において、到着済みチームは試合開始時刻から 15 分間は待機をしなければならない。
- (4) SV クラブは、原則として試合開始時刻の 80 分前までに自己のチームを試合会場へ到着させなければならない。不測の事態に備えた対策を立てるとともに、必要に応じてチーム専用バス等の移動手段を用い、または前日中の試合会場地区への到着を行うなど、定刻に試合開始するための各種対応を行わなければならない。

第 26 条〔チャレンジの稼働環境確保〕

ホームクラブは、チャレンジの稼働環境を確保するために、試合設営において次の各号を行わなければならない。

- ① チャレンジブースの設置：原則、コート全体が確認可能な位置
- ② チャレンジ用カメラ設置スペースの確保：選手および観客の安全が確保可能な位置
- ③ 駐車場およびアリーナの機材搬入出、設営および撤去における安全の確保
- ④ 大型映像設備との連携（判定映像の投影）
- ⑤ 機材稼働業者との情報共有（コンポジションメンバーシート、配信環境、試合開催否等）

第 27 条〔試合実施責任者〕

試合実施責任者は、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 規約および本実施要項等に則り、公式試合の円滑な運営を図ること
- ② 選手、チームスタッフ、JURY、審判員、運営関係者および観戦者等の安全を確保すること
- ③ 試合開始時刻の 180 分前までに試合会場に到着すること
- ④ 試合開始時刻の 180 分前に次の関係者を集めて主要役員ミーティングを開催すること
 - (ア) JURY
 - (イ) ホームクラブの運営担当
 - (ウ) チャレンジ機材の稼働責任者
 - (エ) 公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者
 - (オ) 都道府県バレーボール協会責任者
 - (カ) JVIMS テクニカルスーパーバイザー
 - (キ) SVL が派遣する事業者
 - (ク) その他、試合実施責任者が同席を必要と認める者
- ⑤ 公式試合開催ミーティングに参加すること

- ⑥ 必要に応じて「試合運営報告書」を SVL に提出すること
- ⑦ 「JURY 緊急報告書」に記載された事項を確認し、署名すること
- ⑧ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
- ⑨ 前各号のほか、別途代表理事の定める事項を行うこと

第 28 条〔入場料の払い戻し〕

SV クラブは、次の各号の場合において入場料の払い戻しをする。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合開始前にいずれかのチームの責に帰すべき事由により、試合不開催となった場合

第 29 条〔退場または失格〕

- (1) 試合中にファーストレフェリーにより退場を命じられた者は、速やかに競技エリアから退出して、そのセット終了までチーム控室において待機しなければならない。
- (2) セット開始前またはセット間にファーストレフェリーにより退場を命じられた者は、速やかに競技エリアから退出して、次のセット終了までチーム控室において待機しなければならない。
- (3) 試合中またはセット間、セット開始前にファーストレフェリーに失格を命じられた者は、速やかに競技エリアから退出して、試合終了までチーム控室に待機しなければならない。セット開始前またはセット間の不法な行為に対しては、直後のセットに罰則を適用する。
- (4) 第 1 項乃至第 3 項が選手の場合は選手交代を行うものとし、第 3 項により失格を命じられた選手は規律委員会の決定があるまで出場を停止する。
- (5) 第 1 項乃至第 3 項がチームスタッフの場合は、いかなる手段を用いても選手等への指示連絡の一切を行ってはならず、また第 3 項により失格を命じられたチームスタッフは規律委員会の決定があるまでチームに帯同して試合会場に入ることができない。

第 30 条〔出場停止〕

- (1) 試合に関する出場停止の制裁は、規律規程に基づく。
- (2) 出場停止は、制裁決定後の直近に開催される SV.LEAGUE の試合を対象とする。ただし、制裁対象者が日本代表活動等により直近の試合にエントリーされないことがあらかじめ明白な場合においては、エントリーされるべき直近の試合を対象とする。
- (3) 制裁対象者の出場停止の制裁が消化される前に登録を抹消して、同一シーズンにおいて再度登録した場合は、登録後のエントリーされるべき直近の試合を対象とする。
- (4) レギュラーシーズンおよびポストシーズンの終了時に出場停止の未消化分がある場合は、次のとおりとする。
 - ① 未消化分が 1 試合の場合：当該シーズンの全公式試合の終了をもって失効する

- ② 未消化分が2試合以上ある場合：翌シーズンの公式試合に持ち越す

第31条〔試合運営報告〕

試合実施責任者は、規約第66条に定める「試合運営報告書」をSVLに提出しなければならない。

第32条〔リーグ広告等の掲示〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催する試合会場においてSVLが指定した位置にSVLが指定する広告等掲出物を掲出できるスペースまたは大型映像設備を確保しなければならない。

第33条〔アリーナにおける告知等〕

ホームクラブは、ホームゲームを開催する試合会場内に次の各号を告知しなければならない。なお、第5号についてはアリーナ場内の大型映像設備にて試合開始から終了までの常時表示を必須とする。

- ① 対戦カードの紹介
- ② 選手、ヘッドコーチ、ファーストレフェリー、セカンドレフェリー、チャレンジレフェリーの紹介
- ③ 交代選手（コートイン、コートアウト）
- ④ タイムアウトの取得
- ⑤ セットごとの取得済点数、取得済セット数、セット中におけるタイムアウト・選手交代の取得回数、チャレンジの残回数
- ⑥ 入場者数（規約第45条第2項に基づいて算定されたもの）
- ⑦ その他SVLが指定する事項

第34条〔医事運営〕

(1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。

- ① 来場者の事故等に対処するため、1名以上のドクターを試合会場の開場時から閉場時まで待機させること。なお、開場1時間前からの待機が望ましい。
- ② 救急用機器および医薬品を準備するとともに、ドクターの近くにAED、AED救命テント、頸部固定が可能な担架および車いすを備えなくてはならない。
- ③ 試合会場内外で生じる負傷疾病に対処するため、あらかじめEAP（Emergency Action Plan）を作成し、救急搬送先の候補となる病院を複数明記しておくこと
- ④ ドクターは、対処した負傷疾病について所定の「会場内医事報告書」を作成して試合実施責任者へ提出する。

(2) ホームクラブおよびアウェークラブは、試合中に選手が負傷したときは、試合終了後可及

的すみやかに、ドクターの所見および署名のある「傷害報告書」を作成し、SVL に提出しなければならない。

第 35 条〔アクレディテーション〕

- (1) SVL は、次の各号の AD 証を発行して、AD 証を所有する者の通行可能エリアを指定する。
 - ① JVA・SVL：オールエリア通行可
 - ② OFFICIAL：オールエリア通行可
 - ③ TEAM：オールエリア通行可
ただし、所属するクラブのホームゲームおよびアウェーゲームのみ有効
 - ④ STAFF：競技エリア（ただし、コート以外）、運営エリア、メディアエリアおよび観客エリア
 - ⑤ メディアビブス（LEAGUE OFFICIAL、BROADCAST、RIGHTS HOLDER）：メディアエリアおよび観客エリア
- (2) SV クラブは、ホームゲームにおける AD 証を発行して、通行可能エリアの適切なコントロールを行わなければならない。
- (3) 前 2 項で定める通行可能エリアは次の各号のとおりとする。
 - ① ゾーン 1：競技エリア（コートおよびその周辺部分、チーム更衣室、審判更衣室等）
 - ② ゾーン 2：運営エリア（運営本部、運営スタッフ控室、警備員および警備スタッフ控室等）
 - ③ ゾーン 3：メディアエリア（メディアワークルーム、記者会見室、囲み取材エリア、ミックスゾーン、テレビ中継スタッフ控室、メディア席、ENG エリア、カメラポジション、コメンタリーポジション等）
 - ④ ゾーン 4：観客エリア（エントランスロビー、コンコース、観客席等）

第 36 条〔審判員および係員〕

- (1) SV クラブは、ホームゲームの競技を円滑に進行するために以下の審判員を配置する。
 - ① スコアラー（3 名）
 - ② ラインジャッジ（4 名+リザーブ 1 名）
- (2) SV クラブは、ホームゲームの実施を円滑に進行するために必要な係員を配置する。なお、第 1 号乃至第 2 号を総称してコートオフィシャルと呼ぶ。
 - ① ボールリトリバー（6 名以上）
 - ② クイックモッパ（4 名以上）
 - ③ 点示員（1 名以上）
 - ④ JVIMS テクニカルスーパーバイザー
 - ⑤ 戦評作成者
 - ⑥ 場内放送要員

- (3) 第1項第1号乃至第2号は日本協会審判資格所有者とし、JURYが試合前に資格を確認する。なお、所属クラブの関係者を配置することはできない。

第37条〔中継映像制作〕

ホームクラブは、SVLによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、次の各号に定める事項について無償で協力しなければならない。

- ① 駐車場およびアリーナの機材搬入出、設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上の立入りが必要な競技関連エリア（競技エリア、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可
- ③ 試合中および試合前後の選手、ヘッドコーチおよびチームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ コンポジションメンバーシート、インターバル時のコメント、公式記録等の配付など試合情報のすみやかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有
- ⑥ 中継映像制作に必要な諸室およびエリアの提供（テレビ中継スタッフ控室、テレビカメラポジション、コメンタリーポジション等）

第38条〔取材メディア対応〕

- (1) SVクラブは、取材メディア関係者が原則として試合開始80分前から試合終了時までの間にエントリーされた選手およびチームスタッフの取材（インタビューを含む）を行わないようにコントロールしなければならない。
- (2) ホームクラブは、試合における取材メディア対応を円滑に行うために次の各号を行う。
 - ① フォトグラファーおよびTVクルー等による撮影エリア、ペン記者の取材場所の確保
 - ② 記者およびカメラマン（フォトグラファーおよびTVクルー等）専用室の設置、ならびにメディア受付時間以降、取材メディア関係者が支障なく取材活動できる環境の整備
 - ③ 試合終了後に行う記者会見場所の設置、および記者会見の進行
 - ④ 双方クラブに対するヘッドコーチ、選手の試合終了後記者会見への参加要請
- (3) ホームクラブは、前項第4号において選手の記者会見のみ、ミックスゾーンでの取材対応へ変更できる。ただし、一方のクラブのみを変更することはできない。

第3章 試合の収支

第39条〔試合の収支に関する事項〕

公式試合の収支に関する事項は、規約第4章第6節に定める。

第40条〔公衆送信権〕

- (1) 試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてSVLに帰属する。
- (2) 試合の公衆送信権料は、別途SVLが定めるところによる。

第41条〔収支報告〕

規約第79条に基づき、ホームクラブは試合の収支報告を定められた期日までにSVLに報告しなければならない。

第42条〔改正〕

本実施要項の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第43条〔施行〕

本実施要項は2025年7月1日から施行する。

附則

〔制定〕

2025年6月18日